

2014.10.29

相続の いろは

節税策の盲点 ①

相続税には、小規模宅地の特例という減税措置がある。2015年1月から、対象面積が240平方メートル(約72坪)から330平方メートル(約100坪)の宅地に拡大するので、よほど広い宅地を相続する場合を除いて、相続税は大幅に減額されるか、

母子共同で自宅相続

免除される。土地の評価額を8割減額することができる。たとえば、路線価による評価額が5000万円の土地は、相続税の計算上は1000万円に減額される。基礎控除の範囲内におさまるので、ほかに財産がなければ、税負担は発生しない。ただし、親と同居していることが条件だ。以前は母子共同相続という節税策があった。子が親と別居している場合でも、亡くなった父親と同居し

別居の子は優遇なし

親子同居のすすめ (小規模宅地の特例の運用)

親子同居

		課税評価額
相続人:配偶者	評価:2500万円	8割減額 ⇒ 1000万円
相続人:同居の子	評価:2500万円	

親子別居

配偶者	2500万円	8割減額 ⇒ 500万円
別居の子	2500万円	優遇なし ⇒ 2500万円

ていた母親と共同で相続すれば、特例措置をうけることができた。10年度からは共同相続の場合でも別居の子の相続分は特例の対象外になった点は意外に知られていなかった。(随時掲載)